

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律の施行に伴う自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令等について（意見公募対象部分）

1 趣旨

国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号。以下「法」という。）の施行に伴い、配偶者同行休業をしている職員等の取り扱いを定めるため、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）等の改正等を行うことに併せ、法第11条において準用する法第7条第1項第1号の規定に基づき、配偶者同行休業を取得する自衛隊員の代替要員を任期を定めて採用する場合に必要な事項を定める部分について以下のとおり改正したものである。

2 改正の内容（意見公募対象部分）

（1）自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（意見公募対象部分）

自衛官の採用は試験によるとされているところ、法第11条において準用する法第7条第1項第1号の規定による任期を定めて任用される自衛官（以下「任期付自衛官」という。）の採用は選考により行うこと。（第21条1項関係）

（2）防衛省職員の配偶者同行休業に関する訓令（意見公募対象部分）

ア 応募資格

任期付自衛官の応募資格を有する者は、自衛官としての勤務期間が1年以上の者で、かつ、次の採用予定自衛官の階級の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当する者とする。

(ア) 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官 年齢18歳以上の者

(イ) 3等陸曹、3等海曹又は3等空曹以上の自衛官 年齢18歳以上の者で、採用しようとする階級において任期の末日における年齢が、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）別表第9に規定する当該階級の定年に達する日以前の者

イ 募集の方法

任期付自衛官の募集は、次の事項を明らかにして行うこととする。

- ① 応募資格
- ② 選考の実施時期、実施場所及び実施要領
- ③ 採用予定人員
- ④ 採用予定年月日
- ⑤ 任用予定期間
- ⑥ 採用予定自衛官の階級
- ⑦ 採用予定自衛官が行う予定の業務
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか受験に必要な事項

ウ 選考の方法

任期付自衛官の選考は、自衛官として勤務をしていた期間の勤務成績が良好である者の中から、口述試験、身体検査及び経歴評定の結果により行うことの

ほか、任免権者が必要があると認めるときは、学科試験、体力検査その他必要な方法を用いることができることとすること。

エ 採用の決定及び採用時の階級

任免権者は、任期付自衛官の採用を決定した場合には、その者の退職した時の階級若しくは現に指定されている予備自衛官若しくは即応予備自衛官の階級と同位の階級又はこれらの階級より下位の階級に採用することができることとすること。

オ 自衛官の採用の基準に関する訓令等の適用除外

自衛官の採用の基準に関する訓令及び元自衛官の再任用に関する訓令の規定は、任期付自衛官については適用しないこととすること。

(3) 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令（平成24年防衛省訓令第5号）の一部改正

国家公務員採用試験による選考又は採用試験によらないで選考できる官職として、法第11条において準用する法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職を定めること。（第5条第2項及び第3項関係）

3 施行期日

法の施行の日（平成26年2月21日）